

平成25年7月31日
原子力規制庁

平成25年度第1四半期の保安検査の実施状況について

平成25年度第1四半期（4月～6月）に実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づく保安検査の結果等を報告する。

I. 発電用原子炉施設に係る保安検査について（別添1参照）

1. 平成25年度第1回保安検査の結果

（1）検査の目的

原子力発電所の安全を確保するために原子炉設置者及びその従業者が守らなければならない保安規定^{※1}の遵守状況に関して、原子炉等規制法第37条第5項の規定^{※2}に基づき、確認を行うものである。

※1 保安規定は、以下の業務等が定められている。

品質保証、体制及び評価、運転管理業務、燃料管理業務、放射性廃棄物管理業務、放射線管理業務、保守管理業務、緊急時の措置、保安教育、記録及び報告

※2 当規定は、平成25年7月8日施行前の原子炉等規制法の条項による。

（2）検査実施期間及び検査実施者

別表1に示す期間（2週間程度）に各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

（3）検査内容

別表1に示すとおり、各原子力規制事務所が発電所ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

なお、今年度、各原子力規制事務所共通で実施することとしている「東京電力（株）福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策等の実施状況」及び「長期停止に伴う特別な保全計画の策定と実施状況」について計画に従って確認した。

（4）検査結果

検査の結果は、別表1に示すとおりである。また、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所において、「監視」^{※3}に該当する事象が1件（5号機の設計管理における不備について）確認された。詳細な内容は、別表2のとおり。

※3 保安規定違反のうち、影響が軽微な場合には「監視」として区分している。

（5）高速増殖原型炉もんじゅにおける保安規定違反

平成25年5月29日、原子力規制委員会として、点検時期の超過事案に

関し、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）に対し、保守管理体制等の再構築、未点検機器の早急な点検の実施等及びこれらについて同委員会による確認が完了するまで、もんじゅの性能試験を進めるための活動を行わないこととする命令及び安全文化の劣化等に対する保安規定の変更命令（以下「措置命令等」という。）を決定し、同年５月３０日命令文手交。今回の保安検査において、措置命令等に対する機構の取り組み状況等の確認を行った結果、機構が点検済みと整理していた燃料環境課所管設備（真空ポンプ入口圧力警報設定器等６５機器）について、保全計画に従った保守点検が行われず点検時期を超過していたこと等を確認した。

本事案は、原子炉等規制法第３５条第１項（原子炉施設の保全）及び第３７条第４項（保安規定の遵守）違反に該当するものであるが、電気保修課、機械保修課における同様の事案を確認した際、既に措置命令等により対応を求めているものであり、今後の保安検査において、事業者による対応状況を確認していく。

（６）島根原子力発電所における特別な保安検査について

平成２２年３月に判明した中国電力株式会社島根原子力発電所の保守管理の不備を受け、事業者の示した再発防止対策等の実施・定着状況を厳格に確認する観点から、同年６月より３年間特別な体制による保安検査を実施してきた。

その結果、再発防止対策で構築した仕組みにより保守管理が適切に継続実施され、点検時期超過等の不備が発生しておらず、事業者が計画した再発防止への取り組みが機能した状態で定着したものと判断できることから、次回以降の保安検査については通常の保安検査に体制を移行することとする。

２．安全確保上重要な行為の保安検査結果について

（１）検査内容

今回の検査においては、別表３に示す発電所（号機）に対し、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

（２）検査結果

検査の結果、各発電所（号機）においては、所内で定められた手順書等に従い、安全確保上重要な行為の保安活動が適切に実施されており、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

３．保安検査期間外の保安規定違反について

平成２５年度第１四半期では、保安検査期間外において、保安規定違反の「違反」に該当する事象は認められなかった。なお、東京電力株式会社福島第一原子力発電所において「監視」に該当する事象が２件（３号機使用済燃料プール代替冷却設備の停止、汚染車両の管理対象区域からの退出）確認された。詳細な内容は、別表２のとおり。

４．運転上の制限の逸脱に対する立入検査結果について

（１）検査内容

独立行政法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ（停止中）において、平成２５年４月３０日１４時２３分頃、ディーゼル発電機の定期試験を行ったところ、シリンダ内のガスを排出するための弁からの排気により火

災警報が発報し、ディーゼル発電機を停止した運転上の制限を逸脱（14時32分、運転上の制限の逸脱を宣言）したことに関し、保安規定により要求される措置が適切に実施されているか確認するため、立入検査を実施した。

（2）検査結果

検査の結果、保安規定により要求されている措置（動作可能な状態への速やかな復旧）に関する作業（ディーゼル機関本体等の外観点検、異常のあった弁の取替え及びディーゼル発電機が正常に作動することの確認）を手順書どおり実施し、平成25年5月1日22時47分に復旧したことを確認した。

II. 核燃料施設等に係る保安検査について（別添2参照）

（1）検査の目的

加工施設、原子炉施設（試験研究の用に供するもの及び廃止措置中のもの）、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び核燃料物質の使用施設（以下「核燃料施設等」という。）に係る原子力安全を確保するために、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者及びそれらの従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況に関して、原子炉等規制法第22条第5項、第37条第5項^{※2}、第50条第5項、第51条の18第5項又は第56条の3第5項の規定に基づき、確認を行うものである。

（2）検査実施期間及び検査実施者

別添2に示す期間において、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官、安全規制管理官（試験研究炉・再処理・加工・使用担当）付及び安全規制管理官（廃棄物・貯蔵・輸送担当）付に所属する原子力保安検査官他が実施した。

（3）検査内容

今回の検査においては、別添2に示すとおり事業所ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目及び重点検査項目等を設定し、施設への立入り、物件検査及び関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

（4）検査結果

検査結果は、別添2に示すとおりである。核燃料施設等に関して、保安規定違反に該当する事項は認められなかった。

発電用原子炉施設に係る保安検査結果報告

別表 1 : 平成 25 年度第 1 回保安検査 検査項目及び検査結果

(1 / 18)

発電所名	北海道電力株式会社泊発電所
検査実施期間	5月27日(月) ~ 6月7日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は、保安検査 基本方針^{*1)}に基づく検査項目。)</p> <p>①不適合管理の実施状況</p> <p>②東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況</p> <p>③長期停止に伴う特別な保全計画に基づく保安活動の実施状況</p> <p>④品質目標及びプロセスの監視・測定の設定状況</p> <p>⑤放射性液体廃棄物管理の実施状況</p> <p>⑥放射性液体廃棄物放出作業の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑦記録管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目^{*2)}</p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「不適合管理の実施状況」、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」及び「長期停止に伴う特別な保全計画に基づく保安活動の実施状況」等を基本検査項目として、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「不適合管理の実施状況」については、保安規定及び社内規程等に基づき、管理区分を設定し、原因の分析、是正・予防処置が適切に実施され、当該処理を促進する活動が行われていることを確認した。</p> <p>「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策の実施状況」については、敷地海岸部への防潮堤の設置工事及び原子炉格納容器内水素再結合装置の製作が計画どおり進捗していることに加え、高台への恒設非常用発電機の配備、新規貯水設備の設置及び事故時の指揮所(免震重要棟)の設置に係る継続的な検討を行っているなど、当該対策が適切に実施されていることを確認した。</p> <p>また、配備された資機材については、要領に基づく維持・管理が計画どおり適切に実施されていることを確認した。</p> <p>「長期停止に伴う特別な保全計画に基づく保安活動の実施状況」については、泊3号機の各機器に対して、長期的な劣化抑制、健全性確認及び機能維持等の観点で、本年4月、特別な保全計画が策定され、実施されていることを確認した。</p> <p>また、泊1号機第17サイクルの特別な保全計画については本年3月、泊2号機第16サイクルの特別な保全計画については本年4月、燃料取出後のシステムの保管対策を新たに計画として追加したことを確認した。なお、泊2号機第16サイクルの特別な保全計画については、泊1号機第17サイクルと同様、更なるプラント停止期間の延長を踏まえ、本年4月、特別な保全計画に係る追加保全を新たに定めたことを確認した。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定に基づいた保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者から施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験の立会を行った結果、問題となる事項は認められなかった。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

*1) 各規制事務所における前年度の評価結果及び当該年度の各規制事務所共通の留意事項を踏まえ、各規制事務所が当該年度の検査で実施する項目及び実施時期を明確にしたもの。

*2) 違反事項の取扱に定める違反の区分で「違反1」、「違反2」又は「違反3」の判定を行った場合等に実施する検査。

発電所名	東北電力株式会社東通原子力発電所
検査実施期間	6月10日(月) ~ 6月21日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目 (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①品質マネジメントシステムの維持・改善状況 ②プラントの長期停止に伴う点検・整備の管理状況 ③調達管理の実施状況 ④教育・訓練の実施状況 ⑤防災関連資機材の管理状況 (抜き打ち検査) ⑥定例試験の実施状況 (立会等) (抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「品質マネジメントシステムの維持・改善状況」、「プラントの長期停止に伴う点検・整備の管理状況」、「調達管理の実施状況」及び「教育・訓練の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「品質マネジメントシステム (以下「QMS」という) の維持・改善状況」については、前年度の保安活動結果についてデータ分析・評価を実施し次年度への課題を整理し、マネジメントレビューのインプットとして本店原子力部に提出していること、マネジメントレビューにおいて社長より課題への対策指示等がアウトプットとして出されていることを確認した。また、社長の指示が、発電所の今年度の品質目標に反映されており、QMS活動の継続的改善が図られていることを確認した。</p> <p>「プラントの長期停止に伴う点検・整備の管理状況」については、プラント長期停止時における機器保全の仕組みが整理され、「長期停止に伴う点検の実施方針」において、点検対象機器選定及び点検期限の考え方が明確となっていること、「個別点検計画」において、実施方針に基づき具体的な点検対象機器を抽出しており、点検期限を超過しないように点検計画を作成する仕組みであることを確認した。また、全ての保全対象機器から実際に120点あまりを抜き取り、前回の点検記録、点検期限及び点検計画時期を確認し、適切な時期に点検計画が作成されていること、点検期限を超過するものがないことを確認した。</p> <p>「調達管理の実施状況」については、調達業務要領に基づき適切に調達先が選定され、調達業務の体制、範囲等の要求事項が定められていることを確認した。また、調達管理に係る不適合事象の対応処置状況が管理されており、プロセス改善及び調達関連の不適合の低減への取り組みが継続して実施されていることを確認した。</p> <p>「教育・訓練の実施状況」については、保安規定第117条、第118条等に基づく保安教育、防災訓練、発電所の定める店所教育、本店の定める原子力部門教育等について、概ね計画通りに実施されていることを確認した。また、実績を評価した結果を今年度の教育及び訓練の計画に反映されていることを平成25年度の実施計画書により確認し、教育・訓練において継続的改善が図られていることを確認した。</p> <p>また、その他の検査項目についても、保安規定に基づき適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目等に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	東北電力株式会社女川原子力発電所
検査実施期間	6月3日(月) ~ 6月14日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①緊急安全対策等の実施確認</p> <p>②マネジメントレビュー等の実施状況</p> <p>③不適合管理、是正処置、予防処置の実施状況</p> <p>④安全文化の醸成活動の実施状況</p> <p>⑤緊急時の措置の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「緊急安全対策等の実施確認」、「マネジメントレビュー等の実施状況」および「不適合管理、是正処置、予防処置の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「緊急安全対策等の実施確認」については、「電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動に係わる対応要領書」に基づき、資機材の点検や訓練が確実に実施されていることを確認した。</p> <p>また、中長期対策については、原子炉建屋ベント装置、水素検知器、高台電源センターおよび緊急対策室非常用電源強化の各工事が計画どおりに完了していることを確認した。さらに、平成23年東北地方太平洋沖地震に関わる知見や「新規制基準」を鑑み、防潮堤に到達する津波の最大遡上水位を評価し、防潮堤かさ上げ工事を開始したことを確認した。</p> <p>「マネジメントレビュー等の実施状況」については、品質マネジメントシステムの有効性を品質保証会議において発電所長レビューにて審議・評価し、マネジメントレビューへのインプット情報としていること、本店原子力安全推進会議にて社長が実施したマネジメントレビューのアウトプットとして、「新規制基準に対応するための必要なプロセスの追加・変更」等について、指示事項を発出していることを確認した。</p> <p>「不適合管理、是正処置、予防処置の実施状況」については、不適合事象が発生した場合、「不適合管理・是正処置・予防処置要領」等に基づき、不適合事象検討会の検討結果も踏まえ、確実に不適合処置が実施されていることを確認した。また、是正処置および予防処置についても、不適合事象検討会に報告され、不適合の再発防止、未然防止に努めていることを確認した。</p> <p>上記以外の検査項目についても、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視・定例試験(1号機非常用ディーゼル発電機(A)の手動起動試験)等への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	東京電力株式会社福島第一原子力発電所
検査実施期間	6月5日(水) ~ 6月18日(火)
検査項目	<p>1) 基本検査項目</p> <p>①使用済燃料の貯蔵及び運搬の実施状況</p> <p>②汚染水処理設備に係る保安活動の実施状況</p> <p>③気体廃棄物の管理の実施状況</p> <p>④放射線管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑤逆浸透膜装置濃縮水の貯留管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑥3号機使用済燃料プール冷却設備の停止事象(抜き打ち検査)</p> <p>⑦漏えい影響拡大防止対策の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑧地下水バイパスにおける採取試料の分析業務(抜き打ち検査)</p> <p>⑨過去の違反事項(監視)に係る改善措置状況</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査では、「使用済燃料の貯蔵及び運搬」、「汚染水処理設備に係る保安活動」、「気体廃棄物の管理の実施状況」及び「過去の違反事項(監視)に係る改善措置状況の確認」を基本検査項目とした。さらに、抜き打ち検査として、「放射線管理の実施状況」、「逆浸透膜装置濃縮水の貯留管理の実施状況」、「3号機使用済燃料プール冷却設備の停止事象」、「漏えい影響拡大防止対策の実施状況」及び「地下水バイパスにおける採取試料の分析業務」も基本検査として実施した。</p> <p>使用済燃料の貯蔵及び運搬については、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵している使用済燃料乾式貯蔵容器の異常が認められた場合には、手順書により、免震重要棟の集中監視室に設置の乾式キャスク仮保管設備警報表示箱から対象乾式キャスク、警報名称及び関連パラメータを確認して燃料GMへ連絡する体制や手順が確立していることを確認した。使用済燃料共用プールにおいて、使用済燃料乾式貯蔵容器から使用済燃料を取り出す場合、受託会社の力量の管理については、認定資格有資格者リストで確認していることを確認した。また、使用済燃料乾式貯蔵容器から使用済燃料を取り出す場合、機械第三GMは業務実施計画書及び報告書等に基づき保安規定、マニュアル等が遵守されていることを確認し、異常時は受託者から工事監理員に連絡され、工事監理員が機械第三GMに連絡することとなっていることを確認した。機械第三GMは作業の監督を行う工事監理員を現場に派遣し、日々の作業工程管理に当たらせていることを確認した。また、監視設備の蓋間圧力信号に門型クレーン作動に起因するノイズが発生し、警報レベルを超える現象が継続している事象については、当事務所は平成25年5月2日付け指導文書を発行し改善を指導してきたところであり、事業者は不適合報告書を起票し、原因の究明、対策の検討を行っているところであったが、6月14日に現場確認を行い、避雷器(現場)の接地を門型クレーンの接地線と分離することによりノイズが除去されていることを確認し、6月17日に対策が完了したことの報告を受けた。</p> <p>以上の確認結果から、使用済燃料の貯蔵及び運搬に係る保安活動の実施状況は適切であると判断する。</p> <p>汚染水処理設備については、多核種除去設備に関する保安活動の実施状況について確認することとし、検査を実施した。検査の結果、マニュアル、巡視点検要領に基づき、水処理第四GMの責任と権限のもと、巡視を委任されている水処理第二Gが、1日に1回巡視点検を行い記録していることを確認した。大規模地震等が発生した時や高レベル放射性廃棄物等が漏えいした時の対応は、マニュアル及び異常時対応要領に記載の発生事象に応じて実施され、地震発生後には手順に従い設備の点検が行われ実施され、その結果をGMが確認をしていることを簡易点検チェックシートにより確認した。また、高レベル放射性廃</p>

棄物が漏えいしたことを想定し、漏えいの拡大防止、漏えい物の回収及び除染を行うための訓練を1年に1回以上行うとしており、直近に実施した模擬訓練の結果から、回収治具等の改良案を検討し、被ばく低減、回収の迅速化を図っていることを確認した。

以上の確認結果から、汚染水処理設備の内、多核種除去設備に係る保安活動の実施状況は適切であると判断する。なお、保安検査期間中の6月16日にバッチ処理タンク底部の溶接線付近のピンホール漏えいが確認された。これについては、原因究明のための調査手順が検討され、その準備が進められていることから、今後の事業者の取り組み状況を確認していく。

気体廃棄物の管理の実施状況については、前回の保安検査以降に運用が開始された2号機原子炉建屋排気設備の管理の実施状況を確認することとして、検査を実施した。検査の結果、2号機原子炉建屋排気設備は平成25年4月1日に冷却第三Gから関係部門に設備移管され、「2号機原子炉建屋内排気設備移管について」等により、設備の管理体制、運転時の管理の内容と所管、通常保全項目の管理内容と所管が定められていることを確認した。2号炉原子炉建屋排気設備出口の粒子状物質の測定については、マニュアルに基づき、1ヶ月に1回の測定を実施し、1～3号機原子炉建屋からの放出量が「放出管理の目標値」を下回ること及び敷地境界における空気中粒子状物質濃度の月間平均値が「線量告示別表第二に定める濃度限度」を下回ることが環境モニタリングGMが確認していることを気体廃棄物放出管理月報により確認した。2号機原子炉建屋排気設備の巡視、同設備出口のダスト放射線モニタの監視内容がマニュアル等で定められ、巡視及び監視が適切に実施されていることをパトロールチェックシート及び運転日誌等により確認した。保守管理については、各所管部門のマニュアル等に基づいて実施されていることを点検計画により確認した。また、不適合管理については、不適合報告又はCAP管理表により適切に管理されていることを確認した。

以上の確認結果から、気体廃棄物の管理の内、2号機原子炉建屋排気設備に係る保安活動の実施状況は適切であると判断する。

放射線管理の実施状況では、平成24年度第1回保安検査において「協力企業作業員のAPD未着用」及び平成24年度第3回保安検査において「フィルタ未装着マスクの使用」の事象が「監視」と判定された。管理対象区域内で作業を行う協力企業に対して、放射線防護上の措置が適切に実施されていることを確認するため、抜き打ち検査として管理対象区域内における協力企業の放射線防護について現場確認を含めた検査を実施した。検査の結果、協力企業の地下貯水槽検知孔からの採水業務について、マニュアル及び仕様書で要求の防護衣、防護装備をしていることを確認した。マスクの配備では、事業者が協力企業に委託したマスク組立て業務、マスク等の点検及び汚染検査について、協力企業から提出された平成25年5月委託月報による確認と配備されているマスクの抜き取り確認を実施していることを確認した。休憩所における全面、半面マスク類のフィルタ装着確認について、事業者は、マスク着用確認を受託協力会社へ指示し、さらに、協力会社の実施状況を確認するために年度確認計画を作成し、現場確認を計画的に実施していることを確認した。

以上の確認結果から、放射線管理の内、管理対象区域内における協力企業の放射線防護に係る保安活動の実施状況は適切であると判断する。

逆浸透膜装置濃縮水の貯留管理の実施状況では、検査官の日常巡視で、タンクの基礎のひび割れや軽微な不具合が認められ、その改善を指導しているところであり、また、6月5日にはG6タンクエリアでタンクのフランジ部からの漏えいが確認された。そのため、タンクの設置状況とその管理状況及び対応状況について確認することとし、抜き打ち検査を実施した。検査の結果、H1、2エリアの防災タンクのフランジ部等には錆、漏えい拡散防止のために取り付けられた吸収材の破損が散見された。さらに、H1東側タンクエリアにおいては、タンクを設置するコンクリート基礎底面や系外漏えいを防止する堰にひび割れが認められた。事業者はこれらの状況について、改善する計画であること

を確認した。ボルト式タンクの現在の水張り試験では、微少漏えいの確認を確実にするためには不十分であったため、水張り試験時間を従来の24時間から48時間に延長すると共に、微少漏えいを確認出来るよう、これまでの地表面からの外観目視に加えて、高所作業車等を用い、タンク上部も直接目視確認する方法に改善を行うこととし、施工要領書に検査方法並びに判定基準を具体的に記載する対策を実施することを確認した。

以上の確認された不具合については、改善に向けた活動が開始され、また、事業者の巡視点検の方法についても改善をしていくとのことであり、今後、その改善状況を確認していく。

平成25年4月5日発生 of 3号機使用済燃料プール冷却設備の停止事象について、過去の類似不適合事象の再発防止策が十分でないとの指摘をおこなっていたところであり、事業者のその対応について、抜き打ち検査で確認した。本事象は、3号機使用済燃料プール冷却設備の動力盤が設置されているトレーラーハウス内において、小動物侵入防止対策として動力盤下部の開口部をふさぐ作業を実施していたところ、誤って充電部を地絡させたことにより、冷却設備が停止したものである。昨年6月27日に発生した、デジタルレコーダ設置作業時の配線短絡による2号機同設備の停止事象と類似のトラブルであり、当時策定された再発防止策が十分に機能していないと考えられた。また、設備の運転に直接関わらない作業により重要な設備が停止するトラブルの予防処置についても改善を指導してきたところである。検査の結果、2号機使用済燃料プール冷却設備の停止事象の原因となった作業は充電部取扱作業であるが、3号機同設備の停止事象の原因となった作業は直接充電部を取り扱う作業ではなかったことから、昨年策定した対策は実施していたものの、リスク抽出が十分ではなかったことを確認した。設備の運転に直接関わらない作業により重要な設備が停止するトラブルの予防処置については、共通の要因分析を開始すると共に、各グループにおけるこれまでの水平展開の周知状況等を調査する作業を実施されていることを確認した。しかし、今後の取り組みの方向性が示されたのみであることから、保安規定違反（監視）と判定し、今後の事業者の取り組みの進捗状況及びその有効性について確認していくこととする。

漏えい影響拡大防止対策の実施状況について、高濃度汚染水の建屋内移送に関し、昨年度3、4号機で、タービン建屋内の滞留水移送ラインにおいて、耐圧ホースから高濃度汚染水が漏えいする事象が発生した。旧原子力安全・保安院及び原子力規制委員会から文書で、東京電力に対し移送配管の信頼性向上と漏えい拡大の防止対策を早期に講じるよう指示した。これを受け、東京電力は耐圧ホースからポリエチレン管へのリプレース工事、漏えい検知器や堰の設置工事を完了させた。東京電力から堰等の漏えい拡大防止工事の完了報告書が原子力規制委員会に提出されたことから、個々の工事完了の現場確認を抜き打ち検査として実施した。検査の結果、漏えい検知器及び堰が適切な位置に設置されており、漏えいが検知されると免震重要棟の集中監視室に警報が表示され、漏えいの早期発見が可能になったことを確認した。また、重要な電源設備は2階に移設されガス管理システム等が稼働していることや、電源ケーブルが難燃性のケーブルに引き替えられていることを、現場立会及び工事報告書等により確認した。

地下水バイパスにおける採取試料の分析業務について、福島第一原子力発電所におけるガンマ線放出核種分析の評価で、バックグラウンドを過大評価するという分析上の考慮不足に関する問題があることを指摘していたので、その実施状況を確認するため、抜き打ち検査を実施した。検査の結果、事業者は放射能測定手順について、社内手順書及び業務委託仕様書の記載内容と「放射能測定法シリーズ（以下「文科省マニュアル」とする）」に記載されている分析上の考慮事項について、「文科省マニュアル」に記載の考慮事項38件の内、33件の未反映事項（内1件は反映不要事項）があった。事業者は指示書により、分析実施する委託先協力企業へ手順書の改定に関して通知すると共に、平成25年6月末迄に手順書等へ反映予定であることを確認した。事業者の指示文書

発行後の平成25年6月13日の分析結果、ひまわりプロジェクトの水の核種分析の測定では、バックグラウンドに対する自己遮蔽効果を考慮した測定を実施していることを確認した。今後、事業者の手順書等への反映状況等の改善状況を確認していく。

過去の違反事項（監視）に係る改善措置状況については、平成22年度第2回保安検査における「監視」1件、即ち「福島第一原子力発電所原子炉圧力容器最低使用温度の評価誤り」については、自前評価業務の検証完了及び規格基準リストの運用開始の対策が完了したことから、改善実施状況の確認を完了とした。

平成24年度第3回保安検査における「監視」1件、即ち「フィルタ未装着のマスク使用」について、対策実施状況を確認したが、放射線管理仕様書に基づく監査を未だ実施していないこと及び、「放射線管理仕様書」の平成25年6月末運用開始の入退域管理施設の運用等の見直しを予定していることから、これらも含め、今後も改善実施状況を確認していく。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、運転員が免震重要棟に常駐し、プラントの状況を適切に監視していること、並びに当直長の業務が次の当直長に適切に引き渡されていることを、運転日誌、引継日誌及び免震重要棟の集中監視室の巡視等で確認した。また、2号機の使用済燃料プール冷却設備が、設備点検のため6月10日から14日まで5日間停止したが、プール水の温度上昇は、評価値の18.4℃に比べ、実績は11.0℃であり、適切に管理されていることを確認した。

以上の検査結果から今回の保安検査を総括すると、1件の監視事項を除き、選定した検査項目に係る保安活動は、概ね適切に実施されていたと判断する。当委員会は、保安規定を遵守した保安活動を確実に実施出来るようにするために、保安検査等により改善状況を確認していくこととする。

発電所名	東京電力株式会社福島第二原子力発電所
検査実施期間	6月3日(月) ~ 6月14日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①復旧計画の実施状況</p> <p>②保安教育の実施状況</p> <p>③内部監査の実施状況</p> <p>④発電所長レビューの実施状況</p> <p>⑤記録管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「復旧計画の実施状況」、「内部監査の実施状況」、「発電所長レビューの実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「復旧計画の実施状況」については、冷温停止維持をより一層確実にするために策定された「原子力事業者防災業務計画に基づく復旧計画書」に従い、1号機の冷温停止維持に係る設備の本設設備への復旧が完了したことを確認した。「内部監査の実施状況」については、平成24年度の業務品質監査実施計画に従い適切に実施され、平成25年度の業務品質監査計画が策定されていることを確認した。また、「発電所長レビューの実施状況」については、平成24年度下期の品質マネジメントシステムに係る活動に対するレビューのインプット、アウトプットにおいて、発電所の課題が明確にされ、その課題の改善指示等が出され、適切にレビューが実施されていることを確認した。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験(1号機高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機)への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所
検査実施期間	6月3日(月) ~ 6月14日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>① <u>プラントの長期停止に伴う検査</u></p> <p>② 放射性固体廃棄物の管理状況について</p> <p>③ 品質マネジメントシステム(設計・開発の検証及び変更管理)の運用状況</p> <p>④ 低レベル放射性廃棄物の管理状況確認(抜き打ち検査)</p> <p>⑤ 放射性廃棄物処理に係る操作・運用の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「プラントの長期停止に伴う検査」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。「プラントの長期停止に伴う検査」に係る検査では、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故やその他の理由により、長期停止しているプラントについて、停止中のプラントの安全性を確保するための保守管理の実施状況を検査した結果、要領・マニュアルに従い、号機別の「特別な保全計画書」を届出の上、設備・機器の点検及び保管管理を実施していること及び停止中に機能が要求される設備について、健全性確認予定表等に基づき、定例試験・巡視点検等が実施されていることを確認した。</p> <p>「放射性固体廃棄物管理の保安活動」に係る検査では、平成24年度に「低レベル放射性廃棄物の難測定核種分析用濃縮廃液試料の誤廃棄について」、平成25年5月に「5号機使用済燃料プールの照射廃棄物等に関する記録類の不整合」が発生していることから、保安規定第87条で規定されている放射性固体廃棄物管理の実施状況及び改善状況について検査を行い、放射性固体廃棄物管理がマニュアル等を遵守し実施され、発生した不適合の是正処置が計画通り実施されていることを確認した。</p> <p>「品質マネジメントシステム(設計・開発の検証及び変更管理)の運用状況」に係る検査では、保安規定第3条が品質マネジメントシステム(以下「QMS」と略す)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的として規定されていることから、QMSの運用状況を確認するため、設計管理及び不適合管理を対象として、マニュアル・ガイドに従った保安活動の実施状況を確認することを目的とした検査を実施した。</p> <p>設計管理については、業務フローに従い、設計段階毎に設計活動が規定どおり実施されていたが、「K-5 RPVヘッドスプレイント配管設置」において、保安規定に基づく2次文書「設計管理基本マニュアル」に定めた設計活動の記録を残す「設計管理シート」が作成されておらず、設計段階毎に設計管理区分に応じた承認行為が行われていることが確認できなかったことから、設計管理上の問題があると認め、保安規定違反(監視)と判断した。</p> <p>不適合管理については、「5号機燃料交換機コンプレッサ過負荷・空気貯槽圧力低警報発生」を含めて、同様の不適合が過去4回発生しているが、都度、燃料交換機の再現性確認試験を行い事象が再現しないことから、要因分析に基づき部品等の交換を行った後、原因不明のまま不適合報告を完了させることなく、燃料交換機を使用していた。不適合報告書について、具体的な処置内容が第三者にも分かるように明記した後に、不適合報告対象の機器を使用するよう改善を求めた。</p> <p>以上のとおり、QMSの運用状況としてはマニュアル・ガイドに従って業務を実施しているものの、理解及び解釈、運用の点で不十分な点が見られた。</p> <p>また、その他の検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されていることを確認した。</p>

	<p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者から施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、平成25年度第1回保安検査を実施した結果を総括すると、原子炉設置者の保安活動の実施状況は概ね良好と評価する。</p>
--	--

発電所名	日本原子力発電株式会社東海第二発電所
検査実施期間	6月3日(月) ~ 6月14日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①コンプライアンス・安全文化醸成活動の実施状況</p> <p>②放射性液体・気体廃棄物の実施状況</p> <p>③東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を踏まえた発電所の緊急安全対策の実施状況</p> <p>④火災防止対策の実施状況</p> <p>⑤不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</p> <p>⑥原子炉主任技術者の職務等の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を踏まえた発電所の緊急安全対策の実施状況」、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」等を基本検査項目として選定し検査を実施した。</p> <p>「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた発電所の緊急安全対策の実施状況」については、前回の保安検査以降、給油用ローリが配備されたほか、特殊装備装着(全面マスク等)や遮へいベスト装着にて大容量ポンプ車運転訓練を実施し、改善点の抽出を行っていることを確認した。</p> <p>「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」については、不適合管理票の進捗管理が改善されていることを確認した。また、平成24年11月に発生した管理区域外での洗浄廃液の漏れについて、根本原因分析結果に基づく再発防止対策が立案され、対策が実施されていることを確認した。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定等に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となるような事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	中部電力株式会社浜岡原子力発電所
検査実施期間	6月3日(月) ~ 6月14日(金)、6月19日(水)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>① <u>マネジメントレビューの実施状況</u></p> <p>② <u>緊急安全対策等の実施状況</u></p> <p>③ 保安管理体制の維持状況</p> <p>④ 保全区域の管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「マネジメントレビューの実施状況」、「緊急安全対策等の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「マネジメントレビューの実施状況」については、所定の社内規程に基づきマネジメントレビューが実施されていること、それに対してマネジメントレビューからのアウトプットがなされていること、また、そのマネジメントレビューのアウトプットに対するフォローの方針について所管部門から指示書を発行して進めていることを確認した。マネジメントレビューのインプットの前提である業務執行計画については、新たな設備設置や改造等の方針決定前の検討業務に関する保安活動が品質保証計画(QMS)外として行われているが、方針決定後の業務についてはQMS内として行っており、事業者は設備の技術的適切性は確保されるとの考えであることを確認した。</p> <p>「緊急安全対策等の実施状況」については、前回保安検査(平成24年度第4回)以降の実施状況を確認したところ、「南海トラフの巨大地震」に対応した強化工事等のため、平成26年度末までの工期延長の見直しがあり、設計及び工事が進められている中、変更された計画に基づき着実に実施されていることを確認した。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験の立会等を行った結果、5号機非常用ディーゼル発電機(D/G)室の雨水排水用網入ビニールホースが難燃シートで覆われてファンネルまで長期間布設されていることが視認された以外は特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	北陸電力株式会社志賀原子力発電所
検査実施期間	6月3日(月)～ 6月14日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目 (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>① <u>新基準を踏まえた対応の実施状況 (緊急安全対策等の実施状況)</u></p> <p>② マネジメントレビューの実施状況</p> <p>③ 安全文化醸成活動の実施状況</p> <p>④ 過去の違反事項に係る有効性確認</p> <p>⑤ 発電課員による原子炉施設の巡視活動の状況確認 (抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「新基準を踏まえた対応の実施状況 (緊急安全対策等の実施状況)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、緊急時対応マニュアル等に従い、必要な機器・資機材の点検、教育・訓練等が、確実に実施されていることを確認した。また、中長期対策として策定された対策が、計画に従って着実に進められていることを確認した。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	日本原子力発電株式会社敦賀発電所
検査実施期間	5月27日(月) ~ 6月7日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>① <u>プラントの長期停止に伴う検査</u></p> <p>② <u>不適合管理の実施状況</u></p> <p>③ 保安教育の実施状況</p> <p>④ 調達管理の実施状況</p> <p>⑤ 巡視点検の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑥ 発電室訓練の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「プラントの長期停止に伴う検査」、「不適合管理の実施状況」等を基本検査項目として選定し検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「プラントの長期停止に伴う検査」については、長期保管措置の見直しとして、1号機において、燃料貯蔵池冷却系のバックアップと考えていた停止時冷却系について、復旧に時間的猶予が見込めることから、満水保管をポンプ回りのみの最低限の範囲に変更する等を確認した。また、健全性確認措置の見直しとして、確認運転を継続することで、系統・機器の運転時間が積算されることによる故障等の影響等が懸念されるため、2号機において、現在継続している13系統の確認運転のうち、原子炉に燃料がなく、機能要求がない6系統について健全性維持措置を含めた保管措置へ変更することを確認した。</p> <p>「不適合管理の実施状況」については、ヒューマンエラー処理のフローの確認、及び、是正処置立案に当たり人的過誤の直接要因分析が必要な2つの不適合の処理状況を確認した。</p> <p>その他の検査項目については保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	関西電力株式会社美浜発電所
検査実施期間	5月27日(月) ~ 6月7日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた美浜発電所の緊急安全対策等の実施状況(原子力事業本部の検査を含む)</p> <p>②マネジメントレビューの実施状況(原子力事業本部の検査を含む)</p> <p>③安全文化醸成活動の実施状況(原子力事業本部の検査を含む)</p> <p>④プラントの長期停止に伴う保守管理の実施状況</p> <p>⑤不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</p> <p>⑥過去の違反(監視)事項に係る改善措置状況</p> <p>⑦保安に関する記録の管理状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑧定例試験等の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた美浜発電所の緊急安全対策等の実施状況」、「安全文化醸成活動の実施状況」、「プラントの長期停止に伴う保守管理の実施状況」、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた美浜発電所の緊急安全対策等の実施状況」については、前回保安検査からの進捗状況及び中長期の各対策が適切に計画、実施されていること、また、導入した資機材の運用に係る訓練及び点検が規定通りに実施されていることを確認した。</p> <p>「安全文化醸成活動の実施状況」については、原子力事業本部において、社長からの指示事項及び昨年度の活動の評価結果を踏まえ、平成25年度安全文化醸成のための活動の計画が策定されたことを確認した。</p> <p>「プラントの長期停止に伴う保守管理の実施状況」については、長期停止している1号機、2号機及び3号機について、系統や機器の長期的な劣化抑制のための保管対策が、各号機の特別な保全計画に基づいて継続的に実施されていることを確認した。</p> <p>「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」については、平成25年2月に発生した「美浜1号機A-非常用ディーゼル発電機の過給機の損傷」事象及び前回保安検査以降に発生した、重要度が低いとされた不適合事例等について、規定に基づき、不適合の原因に応じた是正処置が実施されていることを確認した。</p> <p>その他の各検査項目についても、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視を行った結果、特段、問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	関西電力株式会社大飯発電所
検査実施期間	5月27日(月)～6月7日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策等の実施状況(原子力事業本部を含む)</p> <p>②マネジメントレビューの実施状況(原子力事業本部を含む)</p> <p>③安全文化醸成活動の実施状況(原子力事業本部を含む)</p> <p>④運転管理及び燃料管理の実施状況</p> <p>⑤第二発電室の業務の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑥原子炉主任技術者等の役割と業務遂行状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策等の実施状況(原子力事業本部を含む)」、「マネジメントレビューの実施状況(原子力事業本部を含む)」、「安全文化醸成活動の実施状況(原子力事業本部を含む)」及び「運転管理及び燃料管理の実施状況」を基本検査項目として、検査を実施した。</p> <p>検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策等の実施状況」については、短期対策で整備された設備が適切に管理されていること(その設備を用いた教育・訓練等が適切に実施されていることも含む)を確認し、一方、中長期対策については、3、4号機における更なる安全性・信頼性向上のための対策が「ストレステストで一層の取り組みが求められた6項目」および「福島第一原子力発電所事故の技術的知見から得られた30項目」に基づき着実に実施されていること、その他の中長期対策についても計画通りあるいは前倒しで実施・計画管理がされていることを確認した。さらに、新規規制基準施行に向けての事業者の取り組み状況についても、現時点で着手しているものは、計画通りに実施されていることを確認した。</p> <p>「マネジメントレビューの実施状況」については、昨年度の発電所レビュー及びマネジメントレビューのアウトプットを受け、大飯発電所及び各課室において品質目標が適切に設定されていること、および、発電所の課題解決にむけてアクションプランが適切に立案されていることを確認した。</p> <p>「安全文化醸成活動の実施状況」においては、平成25年度の安全文化醸成活動については、昨年度の活動評価結果や保安検査官からの取り組み要請事項を踏まえ課題を抽出し、「モチベーション維持・向上施策の充実」などの重点施策を推進する計画が策定されていること等を確認した。</p> <p>「運転管理及び燃料管理の実施状況」については、運転管理においては、運転中の大飯3、4号機に係る炉心管理に着目し、社内規定等が整備されていること、運用面において炉内出力分布測定データに基づく炉心管理や設定値の変更などの考え方について技術的に踏み込み確認した。一方、燃料管理においては、社内規定等が整備され、至近の新燃料の受入や使用済燃料の搬出を対象にこれらの保安活動が社内規定等に基づき適切に実施されていることを確認した。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定に基づいて各保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視(3号機使用済燃料プール、4号機アニュラス)、定例試験(2号機ほう酸ポンプ起動試験、3号機原子炉補機冷却水系統および海水系統の切替)への立会を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保</p>

	安活動は、良好なものであったと判断する。
--	----------------------

発電所名	関西電力株式会社高浜発電所
検査実施期間	5月27日(月) ~ 6月7日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策等の実施状況(原子力事業本部検査を含む)</p> <p>②安全文化醸成活動の実施状況(原子力事業本部検査を含む)</p> <p>③マネジメントレビューの実施状況(原子力事業本部検査を含む)</p> <p>④MOX燃料受け入れ準備の実施状況</p> <p>⑤周辺監視区域の管理状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑥放射線計測器類の管理状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策等の実施状況」、「安全文化醸成活動の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策等の実施状況」については、安全対策が管理された状態で着実に進捗していることを確認した。原子力事業本部においても、各種安全対策が着実に進捗しており、新たな取り組みとして設置された「シビアアクシデント対策プロジェクトチーム」の活動として、自主的・継続的な安全性向上の推進が図られていること、また、継続的に安全対策推進会議が開催され、原子力事業本部及び発電所が一体となった取り組み・検討が行われていることを確認した。</p> <p>「安全文化醸成活動の実施状況」については、原子力事業本部においては、社長からの指示を受け活動年度計画が策定され、安全文化評価として中間状況確認及び年度評価、ならびに重点施策が計画されていることを確認した。発電所においても、平成24年度の発電所評価結果及び原子力事業本部から通知された実施結果を反映し、平成25年度活動計画が策定されていることを確認した。</p> <p>その他の検査項目についても、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験(3号機B非常用ディーゼル発電機起動試験)への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	中国電力株式会社島根原子力発電所
検査実施期間	6月7日(金) ~ 6月25日(火)
検査項目	<p>1) 基本検査項目 (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況</p> <p>②保守管理の実施状況</p> <p>③教育訓練の実施状況</p> <p>④是正処置及び予防処置の実施状況</p> <p>⑤高放射線区域及び汚染区域の管理状況 (抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>保守管理の不備等に係る保安規定違反 (違反1) の改善措置の実施状況</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」、「保守管理の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。また、「保守管理の不備等に係る保安規定違反 (違反1) の改善措置の実施状況」について、再発防止策に基づく原子炉設置者の改善措置状況を確認するため、追加検査項目として選定し、安全規制調整官の監理・指導の下で検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」に関して、全交流電源等の喪失時における対応訓練及び電源機能等喪失時対応資機材の点検が計画に基づき着実に実施されていること、また、更なる信頼性向上対策である防波壁の強化が着実に進捗していることを確認した。</p> <p>また、「保守管理の実施状況」に関しては、特別な保全計画に基づき2号機の保管措置及び1号機の追加点検工事が適切に実施されていることを確認するとともに、1、2号機のすべての機器の点検内容の根拠となる保全内容決定表の作成が完了したことを確認した。</p> <p>その他の基本検査項目についても、保安規定に基づき各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>追加検査の結果、「保守管理の不備等に係る保安規定違反 (違反1) の改善措置の実施状況」について、策定された計画に従い、すべての再発防止対策が有効に機能するとともに定着化が図られていることを確認した。(これまでの特別な保安検査における確認結果は別紙1参照)</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者から施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設(1、2号機原子炉建物)の巡視、定期試験(2号機非常用ガス処理系手動起動試験等)への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。</p>

特別な保安検査における確認結果について

中国電力（株）島根原子力発電所に対して実施した、特別な保安検査における保守管理不備に係る再発防止対策等の確認内容は以下の通り。

① 点検時期を超過していた機器の点検実施状況

点検時期を超過していたことが判明した511機器の点検実施状況に対しては、全ての機器の点検が、修正された点検計画表に基づき実施されたことを記録及び現場立会により確認した。

② 点検計画表の不備等への対応

記載誤りがあった点検計画表が島根1、2号機とも適切に修正され、点検計画表の再構築として、より確実に保守管理が行えるよう人的エラーを低減させるための「統合型保全システム」が適切に構築、運用されていることを確認した。

③ 直接的な原因への対応

点検計画表どおりの点検が実施され、その結果を次回の点検計画に確実に反映するための運用手順やチェック体制が業務手順書として整備されるとともに、その手順通り点検業務が行われていることを確認した。

④ 根本的な原因への対応

現場の状況に応じて適切な人員の投入等を図るための原子力部門戦略会議が設置され、重要課題に対応していることを確認した。

また、不具合等が発見された場合には、全ての不具合が不適合判定検討会に報告され、不適合の判定や是正処置、予防処置等が検討され実施されていることを確認した。

さらに、「報告する文化」「常に問いかける姿勢」といった安全文化醸成活動を充実させるための「原子力強化プロジェクト」が設置され、社外有識者の意見を反映しつつ、計画策定、各施策への取り組み、有効性評価が行われていることを確認した。

(参考) これまでの主な経緯

平成22年 3月30日	中国電力（株）より、原子力安全・保安院に対し、安全上重要な機器を含む多数の機器が点検時期を超過した状態にあることを報告。これを受け、経済産業大臣及び原子力安全・保安院院長より、点検時期を超過した機器の総点検、原因究明及び再発防止対策の検討を指示
4月30日	中国電力（株）より、原子力安全・保安院に対し、以下の内容の中間報告を提出。これを受け、経済産業副大臣より、根本原因分析を含めた再発防止対策の検討、新たに不整合が判明した機器の再点検等を指示 <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所内の全機器を対象に調査を実施（点検超過は506機器） ・未点検箇所の点検（代替点検含む）を実施（当初の123機を対象） ・未点検となった直接原因の分析と対策
6月 3日	中国電力（株）より、原子力安全・保安院に対し、以下の内容の最終報告を提出。これを受け、経済産業副大臣は、当該事態に対し遺憾の意を表明 <ul style="list-style-type: none"> ・直接原因分析の実施 ・根本原因分析の実施 ・直接原因及び根本原因を踏まえた再発防止対策の策定 ・総点検結果（点検超過は511機器） ・未点検箇所の点検（代替点検含む）を実施し安全上の問題はない

6月11日	原子力安全・保安院より、中国電力（株）に対し、保安規定違反に対する嚴重注意及び保守管理体制の改善・再構築等を指示するとともに、特別原子力施設監督官による特別な保安検査の実施を表明。加えて、原子炉等規制法第37条第3項に基づく保安規定の変更を命令（弁明の機会を付与後、6月15日保安規定の変更を命令）。
6月15日 ～7月5日	平成22年度第1回特別な保安検査を実施
8月5日	中国電力（株）より、原子力安全・保安院に対し、島根2号機における点検時期を超過した機器の点検完了を報告、保安規定変更を申請
8月9日 ～8月30日	平成22年度第2回特別な保安検査を実施
9月6日	原子力安全・保安院が保安規定変更申請を認可し、保守管理体制に安全上の問題はなく、島根2号機の運転再開に対し問題はないとの判断を表明
10月18日	松江市が島根2号機の運転再開了承
10月19日	島根県が島根2号機の運転再開了承
10月26日 ～12月9日	平成22年度第3回特別な保安検査を実施（検査期間中、島根2号機の原子炉起動操作に立ち会い、検査を実施）
12月2日	島根2号機原子炉起動
12月28日	島根2号機総合負荷性能検査、定期検査終了
平成23年 1月14日	中国電力（株）より、原子力安全・保安院に対し、島根1号機における点検時期を超過した機器の点検完了を報告
1月17日 ～2月4日	平成22年度第4回特別な保安検査を実施
2月10日	原子力安全・保安院が、保守管理体制に安全上の問題はなく、島根1号機の運転再開に対し問題はないとの判断を表明するとともに、引き続き、特別な保安検査の再発防止対策の定着状況を確認していく旨表明
6月8日 ～6月24日	平成23年度第1回特別な保安検査を実施
8月30日 ～9月14日	平成23年度第2回特別な保安検査を実施
11月29日 ～12月14日	平成23年度第3回特別な保安検査を実施
平成24年 2月29日 ～3月15日	平成23年度第4回特別な保安検査を実施
6月5日 ～6月21日	平成24年度第1回特別な保安検査を実施
9月3日 ～9月14日	平成24年度第2回特別な保安検査を実施
11月27日 ～12月13日	平成24年度第3回特別な保安検査を実施
平成25年 2月28日 ～3月15日	平成24年度第4回特別な保安検査を実施
6月7日 ～6月25日	平成25年度第1回特別な保安検査を実施

発電所名	四国電力株式会社伊方発電所
検査実施期間	6月3日(月)～6月14日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況</p> <p>②保守管理の実施状況</p> <p>③マネジメントレビューの実施状況(発電所、原子力保安研修所及び本店検査を含む)</p> <p>④運転管理の実施状況</p> <p>⑤火災対策の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑥放射性廃棄物でない廃棄物の管理状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」、「保守管理の実施状況」、「マネジメントレビューの実施状況」、「運転管理の実施状況」等を基本検査項目として選定し、発電所、原子力保安研修所及び本店にて検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」に係る検査では、原子炉設置者の策定した対策が計画に基づき着実に実施されていること、緊急安全対策に係る訓練が実施されその有効性が評価されていること、配備された緊急時対応用資機材の点検・管理が緊急時対応用資機材管理マニュアル等に従い実施されていることを確認した。</p> <p>「保守管理の実施状況」に係る検査では、長期停止中の1～3号機に係る特別な保全計画の制定・改正が適切に実施され、それにもとづく点検等が適切に実施されていること、および保守管理に係る不適合が、放置されることなくレビュー会議において進捗フォローされ、是正処置等が実施されていることを確認した。</p> <p>また、3号機燃料集合体の外観点検において発見され、除去できていない付着物に係る不適合管理が実施される計画であることも確認した。</p> <p>「マネジメントレビューの実施状況」に係る検査では、平成24年度のマネジメントレビューへのインプットデータの集約が適切になされ、マネジメントレビューの結果が、社長に報告され、現状の活動を継続していくことが決定されたことを確認した。</p> <p>また、重点実施事項として「原子力規制委員会による新安全基準に適切に対応し、伊方発電所第3号機をはじめとする各プラントの早期再稼働を目指し、その後の安全・安定運転を継続する。」が決定され、品質目標に原子力部と連携し、新規基準の要求に適切かつ速やかに対応すること等が設定されたことを確認した。</p> <p>「運転管理の実施状況」に係る検査では、冷温停止中のプラントの運転管理について、1, 2, 3号機とも特別な保全計画に基づく機器の保管、管理方法が定められ、運転連絡書等の通知に基づき当直長により適切に実施されていることを確認した。また、運転員、及び運転管理体制の確保については、教育・訓練計画において、シビアアクシデント等を考慮した訓練の実施等が計画されるとともに、新入社員を対象とした教育は、プラント停止による影響を考慮した特別プログラムによる教育を行うことにより、所定の運転技術技能認定を取得させる計画であることを確認した。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定等に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視・定期試験等への立</p>

	<p>会を行った結果、特段問題ないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。</p>
--	---

発電所名	九州電力株式会社玄海原子力発電所
検査実施期間	6月3日(月) ~ 6月14日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①マネジメントレビューの実施状況</p> <p>②東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況</p> <p>③プラントの長期停止に係る保守管理活動の実施状況</p> <p>④調達管理の実施状況</p> <p>⑤原子力施設における点検・保守等の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑥火災防護対策の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査では、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」、「プラントの長期停止に係る保守管理活動の実施状況」、「調達管理の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>本検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」については、事故の技術的知見に基づく30項目の対策についての基本的な方針に基づき、順次計画が進められるとともに、施行が予定されている新規制基準への対応準備及び対策の強化が図られていることを確認した。</p> <p>前回の保安検査以降の保全に関する計画の策定状況及び実施状況を検査対象とした「プラントの長期停止に係る保守管理活動の実施状況」については、1~4号機の燃料再取出に伴い、「特別な保全計画」を見直し、同計画に従って系統及び機器の保管対策が適切に実施されていることを確認した。</p> <p>放射性廃棄物の管理を検査対象とした「調達管理の実施状況」については、要求事項を示した委託仕様書に基づき調達が行われるとともに、調達した役務業務等の管理が適切に実施されていることを確認した。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験への立会を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	九州電力株式会社川内原子力発電所
検査実施期間	6月10日(月) ~ 6月21日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目 (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①緊急安全対策等の実施状況 ②保守管理の実施状況 ③地震・火災等発生時の措置の実施状況 ④異常時の措置の実施状況 ⑤非常時の措置の実施状況 ⑥緊急安全対策等に係る訓練の実施状況 (抜き打ち検査) ⑦不適合管理の実施状況 (保修依頼分) (抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「緊急安全対策等の実施状況」、「保守管理の実施状況」、「地震・火災等発生時の措置の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「緊急安全対策等の実施状況」については、緊急安全対策等に係る中長期対策工事を継続して実施していること、及び配備された資機材の点検を適切に実施し、保管していること、並びに電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を確保するとともに、教育訓練を適切に実施していること、「保守管理の実施状況」については、平成25年度策定の保守管理の実施方針に従い平成25年度の保守管理目標を現在策定中であること、及び定期検査期間中の原子炉燃料装荷状態が通常より長くなったことに伴い、化学体積制御系や余熱除去ポンプ等の追加点検を実施していること、並びに1号機第21保全サイクルの長期点検計画等に従い適切に点検していること、「地震・火災等発生時の措置の実施状況」については、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設等の損傷の有無や火災発生の有無を確認することが定められていること、及び初期消火活動を行うために必要な要員を確保するとともに、教育訓練を実施し、常駐させていること、並びに初期消火活動に必要な資機材の点検を適切に実施していることを確認した。</p> <p>なお、その他の検査項目については、保安規定に基づき各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	独立行政法人日本原子力研究開発機構敦賀本部高速増殖炉研究開発センター 原子炉施設
検査実施期間	6月3日(月)～6月21日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目 (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>I. <u>保守管理不備を踏まえた品質保証及び安全文化醸成活動に係る改善状況</u></p> <p>II. <u>炉内中継装置落下事象に係る再発防止対策の実施状況</u></p> <p>III. <u>緊急安全対策等の実施状況</u></p> <p>IV. マネジメントレビューの実施状況</p> <p>V. 不適合管理、是正処置及び予防処置に係る処置状況</p> <p>VI. 抜き打ち検査</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>I. 保守管理不備に係る直接原因分析及び根本原因分析を踏まえた再発防止対策並びにその実施状況について</p> <p>II. 松浦理事長に対する上記Iに関するヒアリング</p>
検査結果	<p>保守管理不備については、原子力規制委員会として、保守管理体制等の再構築、未点検機器の早急な点検の実施等及びこれらについて同委員会による確認が完了するまで、もんじゅの性能試験を進めるための活動を行わないこととする命令及び安全文化の劣化等に対する保安規定の変更命令(以下「措置命令等」という。)を本年5月29日に決定し、30日に事業者へ命令文を手交した。本命令を踏まえ、今回の保安検査では、保守管理不備を受けた品質保証及び安全文化醸成活動に係る改善状況、未点検機器の点検実施状況の確認等を行った。また、命令に係る対応状況、事業者が策定した再発防止対策の実施状況等を確認するため、理事長等経営層から、現状の取り組み及び今後の方針を確認した。(保守管理不備に係る措置命令の対応状況、事業者が策定した再発防止対策の実施状況については、(独)原子力安全基盤機構からの技術的知見の協力を得つつ確認。)その他、炉内中継装置落下事象に係る再発防止対策の実施状況、緊急安全対策等の実施状況について確認を行った。また、これらに加え、マネジメントレビューの実施状況、不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況並びに、抜き打ち検査を行い、一連の保安活動が保安規定を遵守し適切に実施されているか確認した。</p> <p>この結果、原子炉等規制法第35条第1項(原子炉施設の保全)及び第37条第4項(保安規定の遵守)に違反する以下の事実を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が点検済みと整理していた燃料環境課所管設備(真空ポンプ入口圧力警報設定器等65機器)について、保全計画に従った保守点検が行われず点検時期を超過していた。 <p>本事案は、電気必修課、機械必修課における同様の事案を確認した際、既に措置命令等により対応を求めており、その中での対応を求めることとし、今後の保安検査において、事業者による対応状況を確認していく。</p> <p>また、理事長から、保守管理不備を踏まえた現状の取り組み、今後の方針について確認した。その結果、6月6日に、理事長からもんじゅ職員に対し、原子力安全を最優先とすることの重要性、安全文化を醸成する活動の重要性等について周知が行われたことを確認した。また、6月10日に理事長の下、全役員が参加する「原子力機構改革推進本部」及び「原子力研究機構改革推進室」を設置し、原子力規制委員会の命令への対応もこれら組織により確実に行うとの経営層の基本方針を確認した。これらについて、今後、基本的考えを具体化することや、トップのガバナンスが重要と考えており、保安検査で継続的に確認することとする。</p> <p>その他の検査項目に係る保安活動については、検査で確認した範囲において保安規定遵守状況に問題は確認されなかった。</p>

別表2：保安規定違反判定区分「監視」について

発電所	件数	保安規定違反の概要
東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所	1件 ☆	<p>【件名 5号機的设计管理における不備について】</p> <p>平成25年度第1回保安検査において、設計件名「K-5 RP V（原子炉圧力容器）ヘッドスプレイメント配管設置について」の設計管理の実施状況を検査したところ、保安規定の2次文書で作成することが定められている「設計管理シート」が作成されていなかったことが判明した。</p> <p>当該案件は平成22年度の設計活動であり、「設計管理シート」が作成されないまま見逃されていたことは、承認行為を行う管理者が設計段階で進捗に応じた管理を十分に行っていなかったものと判断できることから、設計活動が組織的に管理された状態で行われておらず、保安規定第3条（品質保証計画）、7. 3（設計・開発）の履行が不十分であるものとする。</p> <p>本事象は原子力安全や放射線被ばくに直接影響を及ぼすものではないものの、原子力施設の設計活動に係る品質マネジメントシステムの不備として「監視」と判断する。</p> <p>事業者は、「設計管理シート」の作成状況を管理職が定期的に確認する等の対策を開始しており、今後、保安検査等において事業者の対策の実施状況を確認していく。</p> <p>（参考）「設計管理シート」は、設計計画段階、設計検討段階等、設計に係るPDCAの段階毎に、一連の設計活動や図書等がトレースできるよう、技術検討書、技術連絡文書、報告書等の関連図書名が記載されるとともに、設計要求事項、検討レビュー結果や妥当性評価結果等、各段階の活動記録が記載される。さらに、各段階の設計活動の完了時には、各活動の段階が的確に実施されていることを管理するため、「設計管理シート」を責任者が承認する仕組みになっている。</p>
東京電力株式会社 福島第一原子力発電所	2件 ◇	<p>【件名 3号機使用済燃料プール代替冷却設備の停止】</p> <p>平成25年3月に発生した小動物侵入による電源停止事故の防止対策として、平成25年4月5日、2号機及び3号機の使用済燃料プール代替冷却設備コンテナハウス内の制御盤、分電盤、動力盤の下部開口部に小動物進入防止用の金網を設置していたところ、制御盤に「動力盤故障」警報が発生し、3号機使用済燃料プール代替冷却設備が停止した。</p> <p>警報発生後の現場状況を確認した結果、金網の固定に使用していた針金と端子が接触して地絡が発生し、動力盤上流側の分電盤の遮断器が動作し、「動力盤故障」が発生したことで使用済燃料プール代替冷却設備が停止したものと考えられる。</p> <p>本事象は作業前にあらかじめ電源を停止しておくか、充電部の養生を実施しておけば防ぐことが可能だった事象であり、保安規定第122条の2（品質保証計画）、8. 5. 3（予防処置）の仕組みが有効に機能していなかったものとする。</p> <p>本事象による原子力安全への影響の程度は小さかったものの、発生する設備によっては大きな影響を与える可能性があり、「監視」と判断する。</p> <p>事業者は、充電部近傍作業である場合は原則電源停止、もしくは、充電部の養生を行った上で作業を実施し、また、作業の安全対策を事前に十分検討するための取組み等を行うこととしており、今後、保安検査等において事業者の改善状況等を確認していく。</p>

	<p>【件名 汚染車両の管理対象区域からの退出】</p> <p>平成25年6月29日、福島第一原子力発電所構内で作業を行ったコンクリートミキサー車1台が、退出時の車両汚染検査で後部バンパー上部に除染が必要なレベルの汚染を確認したにも関わらず、除染に従事する作業員と車両運転手の意思疎通がうまくいかなかったことから、除染しないまま正門に向かった。また、正門においては、本来、運転手が所持している「汚染検査申請書・確認書」にある除染時刻と確認印を確認して車両の退出を許可することになっていたが、係員が見落とし、そのまま退出させてしまった。</p> <p>当該車両車は、工場に戻りコンクリートを積載後、再度入構し、作業後の車両汚染検査で同一箇所に汚染を確認したため、除染を実施後、退出した。</p> <p>福島第一原子力発電所においては、周辺監視区域全体を管理対象区域として設定し、管理対象区域からの物品搬出基準を保安規定第161条（管理対象区域外等へ持ち出そうとする物品の測定）及びマニュアルに定めて運用しており、汚染車両の退出はこの仕組みが有効に機能しなかったものとする。</p> <p>一方、バンパーに付着していた汚染物が拡散する状況ではなかったこと、当該車両の走行経路の空間線量率測定により走行の影響が認められないこと及び運転手の被ばく線量評価値が0.012mSvであったことから、本事象は原子力安全や放射線被ばくに及ぼす影響は小さいものと考えられることから、「監視」と判断する。</p> <p>事業者は、除染が必要と判断した車両には、車両前面に除染が必要である旨注意喚起する張り紙を掲示することや、正門からの退出に必要な「汚染検査申請書・確認書」を運転手に返却しない等の対策を行っており、今後、保安検査等において事業者の対策の実施状況等を確認していく。</p>
--	---

- (凡例) ☆：保安検査期間
◇：保安検査期間外

別表 3 : 安全確保上重要な行為の保安検査について

発電所			安全確保上重要な行為の保安検査	検査実施期間		
北海道電力	泊	2号機	ミッドループ運転時の保安検査	2013/5/9	～	2013/5/17
			燃料取替え（取出）時の保安検査	2013/5/13	～	2013/5/21
東京電力	柏崎刈羽	1号機	海水系統切替え時の保安検査	2013/5/10	～	2013/5/29
		3号機	燃料取替え（取出）時の保安検査	2012/4/16	～	2013/5/31
		5号機	燃料取替え（取出・装荷）時の保安検査	2013/4/9	～	2013/4/30
		6号機	燃料取替え（取出・装荷）時の保安検査	2013/3/29	～	2013/4/16
		7号機	海水系統切替え時の保安検査	2013/5/16	～	2013/5/28
中国電力	島根	2号機	燃料取替え（取出）時の保安検査	2013/6/13	～	2013/6/24
四国電力	伊方	3号機	ミッドループ運転時の保安検査	2013/3/29	～	2013/4/8
			燃料取替え（取出）時の保安検査	2013/4/8	～	2013/4/16
九州電力	玄海	1号機	ミッドループ運転時の保安検査	2013/4/3	～	2013/4/9
			燃料取替え（取出）時の保安検査	2013/4/9	～	2013/4/15
		2号機	ミッドループ運転時の保安検査	2013/4/16	～	2013/4/22
			燃料取替え（取出）時の保安検査	2013/4/22	～	2013/4/26

核燃料施設等に係る保安検査結果報告

【加工事業者（1／6）】

1. 事業者名	日本原燃株式会社
2. 事業所及び施設の概要	①名称：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所（加工施設） ②加工の方法：ウラン濃縮 ③最大処理能力：1, 890tU/年（濃縮度5%以下） ④事業開始年月：平成3年9月
3. 検査実施期間	平成25年6月17日～6月21日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 ①保安検査項目 ・新型遠心機等の操作及び保守管理の実施状況 ・放射線業務従事者の放射線管理の実施状況 ・マネジメントレビューの実施状況 ②重点検査項目 ・新型遠心機等の操作及び保守管理の実施状況 ・放射線業務従事者の放射線管理の実施状況 ③逐条検査項目 なし ④フォローアップ検査項目 なし
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「新型遠心機等の操作及び保守管理の実施状況」、「放射線業務従事者の放射線管理の実施状況」等を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【加工事業者（2／6）】

1. 事業者名	三菱原子燃料株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：三菱原子燃料株式会社</p> <p>②加工の方法：再転換、成型（加圧水型軽水炉用）</p> <p>③最大処理能力： 475tU／年（濃縮度5%以下）（転換） 440tU／年（濃縮度5%以下）（成型）</p> <p>④事業開始年月：昭和47年1月</p>
3. 検査実施期間	平成25年5月16日～5月21日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①保安検査項目 ・保守管理の実施状況 ・教育・訓練の実施状況 ・保安規定の変更認可に係る遵守状況</p> <p>②重点検査項目 ・保守管理の実施状況</p> <p>③逐条検査項目 なし</p> <p>④フォローアップ検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「保守管理の実施状況」等を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【加工事業者（3／6）】

1. 事業者名	原子燃料工業株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：原子燃料工業株式会社 東海事業所（加工施設）</p> <p>②加工の方法：成型（沸騰水型軽水炉用）</p> <p>③最大処理能力：250tU/年（濃縮度5%以下）</p> <p>④事業開始年月：昭和55年1月</p>
3. 検査実施期間	平成25年6月13日～6月18日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線管理の実施状況 ・マネジメントレビューの実施状況 ・核燃料物質の管理状況 <p>②重点検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線管理の実施状況 <p>③逐条検査項目</p> <p>なし</p> <p>④フォローアップ検査項目</p> <p>なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「放射線管理の実施状況」等を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【加工事業者（4／6）】

1. 事業者名	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン</p> <p>②加工の方法：成型（沸騰水型軽水炉用）</p> <p>③最大処理能力：750tU／年（濃縮度5%以下）</p> <p>④事業開始年月：昭和45年8月</p>
3. 検査実施期間	平成25年6月3日～6月6日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核燃料物質管理の実施状況 ・保守管理の実施状況 ・変更認可された保安規定の遵守状況 ・火災及び爆発の防止の実施状況 <p>②重点検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核燃料物質管理の実施状況 ・保守管理の実施状況 <p>③逐条検査項目 なし</p> <p>④フォローアップ検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「核燃料物質管理の実施状況」、「保守管理の実施状況」等について検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【加工事業者（5／6）】

1. 事業者名	原子燃料工業株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：原子燃料工業株式会社 熊取事業所</p> <p>②加工の方法：成型（加圧水型軽水炉用）</p> <p>③最大処理能力：383tU／年（濃縮度5%以下）</p> <p>④事業開始年月：昭和47年9月</p>
3. 検査実施期間	平成25年5月20日～5月23日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全文化醸成の実施状況 ・調達管理の実施状況 ・加工施設の操作の実施状況 ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ・「放射性廃棄物でない廃棄物」（第75条の2）に関する取組状況 <p>②重点検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達管理の実施状況 ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 <p>③逐条検査項目 なし</p> <p>④フォローアップ検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「調達管理の実施状況」、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」等について検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【加工事業者（6／6）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター（加工施設）</p> <p>②加工の方法：ウラン濃縮</p> <p>③最大処理能力：200tU／年（濃縮度5%以下）</p> <p>④事業開始年月：昭和63年3月</p>
3. 検査実施期間	平成25年5月22日～5月24日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質マネジメントシステムの実施状況 ・放射線業務従事者の被ばく管理の実施状況 ・「保安教育訓練」（第84条）の取組状況 ・施設定期自主検査の実施状況 <p>②重点検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質マネジメントシステムの実施状況 ・放射線業務従事者の被ばく管理の実施状況 <p>③逐条検査項目 なし</p> <p>④フォローアップ検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「品質マネジメントシステムの実施状況」、「放射線業務従事者の被ばく管理の実施状況」等を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）（1／6）】

1. 事業者名	株式会社東芝
2. 事業所名	株式会社東芝原子力技術研究所
3. 検査実施期間	平成25年6月12日～6月13日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織及び職務 ・放射性廃棄物の処理 ・品質保証 <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達管理の実施状況
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「組織及び職務」、「放射性廃棄物の処理」及び「品質保証」を、重点検査項目として「調達管理の実施状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立ち入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）（2／6）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	東海研究開発センター原子力科学研究所
3. 検査実施期間	平成25年5月21日～5月24日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安管理体制及び組織の状況 ・品質保証活動の実施状況 <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線管理のうち、被ばく線量の測定について ・設備・機器の経年劣化の対応状況について ・放射性廃棄物の保管管理状況について
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「保安管理体制及び組織の状況」及び「品質保証活動の実施状況」を、重点検査項目として「放射線管理のうち、被ばく線量の測定について」、「設備・機器の経年劣化の対応状況について」及び「放射性廃棄物の保管管理状況について」について検査を実施した。</p> <p>施設への立ち入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）（3／6）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（北地区）
3. 検査実施期間	平成25年5月15日～5月17日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立ち入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安管理体制及び組織の状況 ・品質保証活動の実施状況 <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備・機器の経年劣化の対応状況について ・放射性廃棄物の保管管理状況について
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「保安管理体制及び組織の状況」及び「品質保証活動の実施状況」を、重点検査項目として「設備・機器の経年劣化の対応状況について」及び「放射性廃棄物の保管管理状況について」について検査を実施した。</p> <p>施設への立ち入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）（4／6）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（南地区）
3. 検査実施期間	平成25年6月12日～6月13日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立ち入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安管理体制及び組織の状況 ・品質保証活動の実施状況 <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備・機器の経年劣化の対応状況について ・放射性廃棄物の保管管理状況について
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「保安管理体制及び組織の状況」及び「品質保証活動の実施状況」を、重点検査項目として「設備・機器の経年劣化の対応状況について」及び「放射性廃棄物の保管管理状況について」について検査を実施した。</p> <p>施設への立ち入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）（5／6）】

1. 事業者名	学校法人近畿大学
2. 事業所名	近畿大学原子力研究所
3. 検査実施期間	平成25年6月21日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立ち入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質保証の実施状況 ・試験運転、訓練運転及び教育運転の実施状況 ・放射性廃棄物管理の実施状況 <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備・機器の経年劣化の対応状況 ・高経年化対策の実施状況
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「品質保証の実施状況」、「試験運転、訓練運転及び教育運転の実施状況」及び「放射性廃棄物管理の実施状況」を、重点検査項目として「設備・機器の経年劣化の対応状況」及び「高経年化対策の実施状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立ち入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）（6／6）】

1. 事業者名	国立大学法人京都大学
2. 事業所名	京都大学原子炉実験所
3. 検査実施期間	平成25年6月5日～6月6日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立ち入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究炉の取扱いの実施状況 ・放射性廃棄物の廃棄の実施状況 <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実験設備等の取扱い及び管理状況 ・設備・機器の経年劣化の対応状況
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「研究炉の取扱いの実施状況」及び「放射性廃棄物の廃棄の実施状況」を、重点検査項目として「実験設備等の取扱い及び管理状況」及び「設備・機器の経年劣化の対応状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立ち入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【再処理事業者（1／2）】

1. 事業者名	日本原燃株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：日本原燃株式会社 再処理事業所</p> <p>②再処理の方法：湿式法（ピューレックス法）</p> <p>③最大処理能力：800t・Upr/年（4.8t・Upr/日）</p> <p>④事業開始年月：平成11年12月 （使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設）</p>
3. 検査実施期間	平成25年5月27日～6月7日
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、再処理施設の巡視等についても保安検査として実施した。</p> <p>①保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ・ 安全上重要な設備の保守管理の実施状況 ・ マネジメントレビューの実施状況 <p>②重点検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ・ 安全上重要な設備の保守管理の実施状況 <p>③逐条検査項目 なし</p> <p>④フォローアップ検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」及び「安全上重要な設備の保守管理の実施状況」等を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、再処理事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【再処理事業者（2／2）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）</p> <p>②再処理の方法：湿式法（ピューレックス法）</p> <p>③最大処理能力：210 t U／年（0.7 t U／日）</p> <p>④事業開始年月：平成17年10月</p>
3. 検査実施期間	平成25年5月30日～6月12日
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問等により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認等についても保安検査として実施した。</p> <p>①保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内・海外不適合情報等に対する予防措置の取組みに関する検討状況 ・不適合に関する分析（件数、原因など）を踏まえた改善の検討状況 ・マネジメントレビューの実施状況 ・内部監査の実施状況 ・核燃料物質等の運搬に関する実施状況 ・放射性液体廃棄物等の放出管理の実施状況 <p>②重点検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内・海外不適合情報等に対する予防措置の取組みに関する検討状況 ・不適合に関する分析（件数、原因など）を踏まえた改善の検討状況 <p>③逐条検査項目 なし</p> <p>④フォローアップ検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「国内・海外不適合情報等に対する予防措置の取組みに関する検討状況」及び「不適合に関する分析（件数、原因など）を踏まえた改善の検討状況」等を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目について、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、核燃料サイクル工学研究所からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（1／15）】

1. 事業者名	ニュークリア・デベロップメント株式会社
2. 事業所名	ニュークリア・デベロップメント株式会社
3. 検査実施期間	平成25年5月28日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安管理体制及び組織の状況 ・ 品質保証活動の実施状況 <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保守管理にかかる取組状況（設備・機器の経年劣化の対応状況について） ・ 放射性廃棄物の保管管理状況
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「保安管理体制及び組織の状況」及び「品質保証活動の実施状況」について、重点検査項目として「保守管理にかかる取組状況（設備・機器の経年劣化の対応状況について）」及び「放射性廃棄物の保管管理状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（2／15）】

1. 事業者名	原子燃料工業株式会社
2. 事業所名	東海事業所
3. 検査実施期間	平成25年6月5日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安管理体制及び組織の状況 ・ 品質保証活動の実施状況 <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不適合管理、トラブル対策の取組状況（放射線管理のうち、被ばく線量の測定について） ・ 保守管理にかかる取組状況（設備・機器の経年劣化の対応状況について） ・ 放射性廃棄物の保管管理状況
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「保安管理体制及び組織の状況」及び「品質保証活動の実施状況」について、重点検査項目として「不適合管理、トラブル対策の取組状況（放射線管理のうち、被ばく線量の測定について）」、「保守管理にかかる取組状況（設備・機器の経年劣化の対応状況について）」及び「放射性廃棄物の保管管理状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（3／15）】

1. 事業者名	日本核燃料開発株式会社
2. 事業所名	日本核燃料開発株式会社
3. 検査実施期間	平成25年5月27日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安管理体制及び組織の状況 ・ 品質保証活動の実施状況 <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保守管理に係る取組状況（設備・機器の経年劣化の対応状況について） ・ 放射性廃棄物の保管管理状況
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「保安管理体制及び組織の状況」及び「品質保証活動の実施状況」について、重点検査項目として「保守管理に係る取組状況（設備・機器の経年劣化の対応状況について）」及び「放射性廃棄物の保管管理状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（4／15）】

1. 事業者名	株式会社東芝
2. 事業所名	株式会社東芝 原子力技術研究所
3. 検査実施期間	平成25年6月12日～6月13日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安管理組織 ・ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたものの保管 ・ 品質保証 <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達管理の実施状況
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「保安管理組織」、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたものの保管」及び「品質保証」について、重点検査項目として「調達管理の実施状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（5／15）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	東海研究開発センター原子力科学研究所
3. 検査実施期間	平成25年6月3日～6月6日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安管理体制及び組織の状況 ・ 品質保証活動の実施状況 <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不適合管理、トラブル対策の取組状況（放射線管理のうち、被ばく線量の測定について） ・ 保守管理にかかる取組状況（設備・機器の経年劣化の対応状況について） ・ 放射性廃棄物の保管管理状況
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「保安管理体制及び組織の状況」及び「品質保証活動の実施状況」について、重点検査項目として「不適合管理、トラブル対策の取組状況（放射線管理のうち、被ばく線量の測定について）」、「保守管理にかかる取組状況（設備・機器の経年劣化の対応状況について）」及び「放射性廃棄物の保管管理状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施し、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。なお、女性の放射線業務従事者に対する被ばく管理の不備に関する再発防止対策の実施については、引き続き、事業者を指導していくこととする。</p>

【使用者（6／15）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所
3. 検査実施期間	平成25年6月10日～6月12日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安管理体制及び組織の状況 ・ 品質保証活動の実施状況 <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不適合管理、トラブル対策の取組状況（放射線管理のうち、被ばく線量の測定について） ・ 保守管理にかかる取組状況（設備・機器の経年劣化の対応状況について） ・ 放射性廃棄物の保管管理状況
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「保安管理体制及び組織の状況」及び「品質保証活動の実施状況」について、重点検査項目として「不適合管理、トラブル対策の取組状況（放射線管理のうち、被ばく線量の測定について）」、「保守管理にかかる取組状況（設備・機器の経年劣化の対応状況について）」及び「放射性廃棄物の保管管理状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（7／15）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（北地区）
3. 検査実施期間	平成25年5月20日～5月22日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安管理体制及び組織の状況 ・ 品質保証活動の実施状況 <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保守管理にかかる取組状況（設備・機器の経年劣化の対応状況について） ・ 放射性廃棄物の保管管理状況
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「保安管理体制及び組織の状況」及び「品質保証活動の実施状況」について、重点検査項目として「保守管理にかかる取組状況（設備・機器の経年劣化の対応状況について）」及び「放射性廃棄物の保管管理状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（8／15）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（南地区）
3. 検査実施期間	平成25年6月17日～6月19日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安管理体制及び組織の状況 ・ 品質保証活動の実施状況 <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保守管理にかかる取組状況（設備・機器の経年劣化の対応状況について） ・ 放射性廃棄物の保管管理状況
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「保安管理体制及び組織の状況」及び「品質保証活動の実施状況」について、重点検査項目として「保守管理にかかる取組状況（設備・機器の経年劣化の対応状況について）」及び「放射性廃棄物の保管管理状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（9／15）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	人形峠環境技術センター
3. 検査実施期間	平成25年5月29日～5月31日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総則、組織及び職務の実施状況 ・ 放射性廃棄物の管理の実施状況 <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射性廃棄物及び核燃料物質に汚染された物の保管管理状況について ・ 保守管理（経年劣化の管理）の実施状況
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「総則、組織及び職務の実施状況」及び「放射性廃棄物の管理の実施状況」について、重点検査項目として「放射性廃棄物及び核燃料物質に汚染された物の保管管理状況について」及び「保守管理（経年劣化の管理）の実施状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（10／15）】

1. 事業者名	独立行政法人産業技術総合研究所
2. 事業所名	つくば中央第二事業所
3. 検査実施期間	平成25年6月7日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安管理体制及び組織の状況 ・ 品質保証活動の実施状況 <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不適合管理、是正処置及び予防処置に関する実施状況 ・ 核燃料物質管理の実施状況
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「保安管理体制及び組織の状況」及び「品質保証活動の実施状況」について、重点検査項目として「不適合管理、是正処置及び予防処置に関する実施状況」及び「核燃料物質管理の実施状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（11／15）】

1. 事業者名	独立行政法人放射線医学総合研究所
2. 事業所名	独立行政法人放射線医学総合研究所
3. 検査実施期間	平成25年6月20日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安管理体制及び組織の状況 ・品質保証活動の実施状況 <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適合管理、是正処置及び予防処置に関する実施状況 ・核燃料物質管理の実施状況（放射性廃棄物の保管管理状況）
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「保安管理体制及び組織の状況」及び「品質保証活動の実施状況」について、重点検査項目として「不適合管理、是正処置及び予防処置に関する実施状況」及び「核燃料物質管理の実施状況（放射性廃棄物の保管管理状況）」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（12／15）】

1. 事業者名	公益財団法人核物質管理センター
2. 事業所名	六ヶ所保障措置センター
3. 検査実施期間	平成25年6月17日～6月18日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質保証活動の実施状況 ・記録及び報告の実施状況 <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性廃棄物の保管管理状況
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「品質保証活動の実施状況」及び「記録及び報告の実施状況」について、重点検査項目として「放射性廃棄物の保管管理状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（13／15）】

1. 事業者名	公益財団法人核物質管理センター
2. 事業所名	東海保障措置センター
3. 検査実施期間	平成25年5月24日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安管理体制及び組織の状況 ・ 品質保証活動の実施状況 <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保守管理にかかる取組状況（設備・機器の経年劣化の対応状況について） ・ 放射性廃棄物の保管管理状況
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「保安管理体制及び組織の状況」及び「品質保証活動の実施状況」について、重点検査項目として「保守管理にかかる取組状況（設備・機器の経年劣化の対応状況について）」及び「放射性廃棄物の保管管理状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（14／15）】

1. 事業者名	国立大学法人東京大学
2. 事業所名	東京大学大学院 工学系研究科原子力専攻
3. 検査実施期間	平成25年5月31日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安管理体制及び組織の状況 ・ 品質保証活動の実施状況 <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不適合管理、トラブル対策の取組状況（放射線管理のうち、被ばく線量の測定について） ・ 保守管理にかかる取組状況（設備・機器の経年劣化の対応状況について） ・ 放射性廃棄物の保管管理状況
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「保安管理体制及び組織の状況」及び「品質保証活動の実施状況」について、重点検査項目として「不適合管理、トラブル対策の取組状況（放射線管理のうち、被ばく線量の測定について）」、「保守管理にかかる取組状況（設備・機器の経年劣化の対応状況について）」及び「放射性廃棄物の保管管理状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（15／15）】

1. 事業者名	国立大学法人京都大学
2. 事業所名	京都大学原子炉実験所
3. 検査実施期間	平成25年6月5日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線管理の実施状況 ・放射線測定の実施状況 ・放射性廃棄物の管理の実施状況 <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実験設備等の取扱い及び管理状況 ・設備・機器の経年劣化の対応状況
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」、「放射線測定の実施状況」及び「放射性廃棄物の管理の実施状況」について、重点検査項目として「実験設備等の取扱い及び管理状況」及び「設備・機器の経年劣化の対応状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【廃棄物埋設事業者（1/2）】

1. 事業者名	日本原燃株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所名称：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 ・ 施設の種類：廃棄物埋設施設 〔1号廃棄物埋設施設〕 ・ 事業開始年月：平成4年12月 ・ 最大埋設能力：40,960m³ (200リットルドラム缶204,800本相当) 〔2号廃棄物埋設施設〕 ・ 受入れ開始年月：平成12年10月 ・ 最大埋設能力：41,472m³ (200リットルドラム缶207,360本相当)
3. 検査実施期間	平成25年6月10日（月）～ 6月12日（水）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（検査項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マネジメントレビューの実施状況 ・ 不適合管理、データ分析及び改善の実施状況（重点検査） ・ 廃棄体の定置の実施状況（抜き打ち検査）
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「マネジメントレビューの実施状況」、「不適合管理、データ分析及び改善の実施状況」及び「廃棄体の定置の実施状況（抜き打ち検査）」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の管理状況については、廃棄事業者からの聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【廃棄物埋設事業者（2/2）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター原子力科学研究所 ・ 施設の種類：廃棄物埋設施設 ・ 事業開始年月：平成7年11月 ・ 最大埋設能力：非固化コンクリート等廃棄物約2,520m³ ・ 平成8年3月廃棄物の定置完了、平成8年9月覆土完了、平成9年10月保全段階へ移行
3. 検査実施日	平成25年6月12日（水）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（検査項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質保証活動の実施状況 ・ 埋設保全区域の管理の状況
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「品質保証活動の実施状況」及び「埋設保全区域の管理の状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の管理状況については、廃棄事業者からの聴取、記録の確認、埋設保全区域の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【廃棄物管理事業者（1/2）】

1. 事業者名	日本原燃株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所名称：日本原燃株式会社 再処理事業所 ・ 施設の種類：廃棄物管理施設（仏国、英国からの返還高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の管理施設） ・ 最大管理能力：ガラス固化体 2,880本 ・ 冷却方式：間接自然空冷方式 ・ 事業開始年月：平成7年4月
3. 検査実施期間	平成25年6月12日（水）～ 6月14日（金）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（検査項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物管理施設の操作及びガラス固化体の管理の実施状況（重点検査） ・ マネジメントレビューの実施状況 ・ 返還ガラス固化体用空輸送容器の運搬等の実施状況（抜き打ち検査）
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「廃棄物管理施設の操作及びガラス固化体の管理の実施状況」、「マネジメントレビューの実施状況」及び「返還ガラス固化体用空輸送容器の運搬等の実施状況（抜き打ち検査）」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の管理状況については、廃棄事業者からの聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【廃棄物管理事業者（2/2）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター ・ 施設の種類：廃棄物管理施設 ・ 事業開始年月：平成8年3月 ・ 最大受入れ数量：液体廃棄物9,400m³/年 固体廃棄物 845m³/年 ・ 最大管理能力：廃棄体8,559m³ (200リットルドラム缶換算 42,795本相当)
3. 検査実施期間	平成25年5月29日（水） ～ 5月31日（金）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>(検査項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保守管理（経年劣化の管理）の実施状況（重点検査） ・ 放射線業務従事者の放射線管理の実施状況（重点検査） ・ 保安教育の実施状況 ・ 非常時等の措置の実施状況（抜き打ち検査）
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「保守管理（経年劣化の管理）の実施状況」、「放射線業務従事者の放射線管理の実施状況」、「保安教育の実施状況」及び「非常時等の措置の実施状況（抜き打ち検査）」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の管理状況については、廃棄事業者からの聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（廃止措置中のもの（1/7））】

1. 原子炉設置者名	日本原子力発電株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所名称：日本原子力発電株式会社 東海発電所 ・ 施設の種類：原子炉施設 ・ 廃止措置計画の認可：平成18年6月30日 （解体届提出：平成13年10月） ・ 全体工程：平成13～32年度 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉領域安全貯蔵：平成13～25年度 原子炉領域解体撤去：平成26～31年度 原子炉領域以外解体撤去：平成13～31年度 建屋等解体撤去：平成31～32年度 <p>（放射能濃度測定及び評価方法の認可：平成18年9月）</p>
3. 検査実施期間	平成25年5月20日（月）～5月24日（金）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（検査項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不適合管理に関する取り組み状況（重点検査） ・ マネジメントレビューの実施状況 ・ 放射性廃棄物でない廃棄物の判断及び管理の状況 ・ 保安規定変更条項に係る保安活動の実施状況 ・ 事業者の安全確保活動（巡視・点検等）の実施状況（抜き打ち検査項目）
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「不適合管理に関する取り組み状況」、「マネジメントレビューの実施状況」、「放射性廃棄物でない廃棄物の判断及び管理の状況」、「保安規定変更条項に係る保安活動の実施状況」及び「事業者の安全確保活動（巡視・点検等）の実施状況（抜き打ち検査項目）」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の管理状況については、原子炉設置者からの聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（廃止措置中のもの（2/7））】

1. 原子炉設置者名	中部電力株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所名称：中部電力株式会社 浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉 ・ 施設の種類：原子炉施設 ・ 廃止措置計画の認可：平成21年11月18日 ・ 全体工程：平成21～48年度 <ul style="list-style-type: none"> 解体工事準備期間：平成21～26年度 原子炉領域周辺設備解体撤去期間：平成27～34年度 原子炉領域解体撤去期間：平成35～41年度 建屋等解体撤去期間：平成42～48年度
3. 検査実施期間	平成25年6月3日（月）、6月11日（火）、6月14日（金）、平成25年6月17日（月）～6月19日（水）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（検査項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内・海外不適合情報等に対する予防処置の取組みに関する検討状況（重点検査） ・ 保安管理体制の維持状況 ・ 本年5月8日に認可された保安規定の変更条項の実施状況 ・ 保全区域管理の実施状況（抜き打ち検査）
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「国内・海外不適合情報等に対する予防処置の取組みに関する検討状況」、「保安管理体制の維持状況」、「本年5月8日に認可された保安規定の変更条項に係る実施状況」及び「保全区域管理の実施状況（抜き打ち検査）」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の管理状況については、原子炉設置者からの聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（廃止措置中のもの（3/7））】

1. 原子炉設置者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 敦賀本部 原子炉廃止措置研究開発センター (ふげん) ・ 施設の種類：原子炉施設 ・ 廃止措置計画の認可：平成20年2月12日 ・ 全体工程：平成19～45年度 <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料搬出期間：平成19～29年度 原子炉周辺設備解体撤去期間：平成30～34年度 原子炉本体解体撤去期間：平成35～43年度 建屋解体期間：平成44～45年度
3. 検査実施期間	平成25年6月10日（月）～6月14日（金）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安検査の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>(検査項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不適合管理、是正処置及び予防処置に関する取り組み状況（重点検査） ・ 調達管理の実施状況（重点検査） ・ 記録及び報告の実施状況 ・ 保安記録の保管状況（抜き打ち検査） ・ 放射性固体廃棄物貯蔵庫の保管状況（抜き打ち検査） ・ 周辺監視区域の管理の実施状況（抜き打ち検査）
5. 検査結果の概要	<p>今回の検査においては、「不適合管理、是正処置及び予防処置に関する取り組み状況」、「調達管理の実施状況」、「記録及び報告の実施状況」、「保安記録の保管状況（抜き打ち検査）」、「放射性固体廃棄物貯蔵庫の保管状況（抜き打ち検査）」及び「周辺監視区域の管理の実施状況（抜き打ち検査）」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の管理状況については、原子炉設置者からの聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（廃止措置中のもの（4／7））】

1. 事業者名	株式会社日立製作所
2. 事業所名	株式会社日立製作所王禅寺センタ（HTR）
3. 検査実施期間	平成25年5月28日（火）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安検査の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>（1）基本検査</p> <p>① 組織及び職務</p> <p>② 品質保証</p> <p>③ 保安、品質保証教育及び保安訓練</p> <p>④ 放射性廃棄物の管理</p> <p>⑤ 記録</p> <p>（2）重点検査</p> <p>① 放射性廃棄物の保管に係る管理状況について</p> <p>（3）抜き打ち検査</p> <p>① 非常事象や火災事象を想定した保安訓練</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査において、基本検査項目として「組織及び職務」、「品質保証」、「保安、品質保証教育及び保安訓練」、「放射性廃棄物の管理」及び「記録」、重点検査項目として「放射性廃棄物の保管に係る管理状況」、抜き打ち検査項目として「非常事象や火災事象を想定した保安訓練」について検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の管理状況については、施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（廃止措置中のもの（5/7））】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（南地区） （重水臨界実験装置に限る）
3. 検査実施期間	平成25年6月14日（金）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安検査の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>（1）基本検査</p> <p>① 保安管理体制及び組織の状況</p> <p>② 品質保証活動の実施状況</p> <p>（2）重点検査</p> <p>① 設備・機器の経年劣化の対応状況について</p> <p>② 放射性廃棄物の保管管理状況</p> <p>（3）抜き打ち検査</p> <p>① 保安教育の実施状況</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査において、基本検査項目として「保安管理体制及び組織の状況」及び「品質保証活動の実施状況」、重点検査項目として「設備・機器の経年劣化の対応状況について」及び「放射性廃棄物の保管管理状況」、抜き打ち検査項目として「保安教育の実施状況」について検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の管理状況については、施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（廃止措置中のもの（6／7））】

1. 事業者名	学校法人立教学院
2. 事業所名	立教大学原子力研究所
3. 検査実施期間	平成25年5月31日（金）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安検査の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>（1）基本検査</p> <p>① 保安管理体制の実施状況</p> <p>② 品質保証の実施状況</p> <p>（2）重点検査</p> <p>① 原子炉施設の廃止措置に伴う工事の計画及び実施状況</p> <p>② 放射線管理の実施状況</p> <p>（3）抜き打ち検査</p> <p>① 異常事態対策の実施状況</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査において、基本検査項目として「保安管理体制の実施状況」及び「品質保証の実施状況」、重点検査項目として「放射線管理の実施状況」及び「原子炉施設の廃止措置に伴う工事の計画及び実施状況」、抜き打ち検査項目として「異常事態対策の実施状況」について検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の管理状況については、施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（廃止措置中のもの（7/7））】

1. 事業者名	国立大学法人東京大学
2. 事業所名	東京大学大学院工学系研究科原子力専攻
3. 検査実施期間	平成25年5月30日（木）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安検査の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>（1）基本検査</p> <p>① 保安管理体制及び組織の状況</p> <p>② 品質保証活動の実施状況</p> <p>（2）重点検査</p> <p>① 放射線管理のうち、被ばく線量の測定について</p> <p>② 設備・機器の経年劣化の対応状況について</p> <p>③ 放射性廃棄物の保管管理状況</p> <p>（3）抜き打ち検査</p> <p>①保安教育の実施状況</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査において、基本検査項目として「保安管理体制及び組織の状況」及び「品質保証活動の実施状況」、重点検査項目として「放射線管理のうち、被ばく線量の測定について」、「設備・機器の経年劣化の対応状況について」及び「放射性廃棄物の保管管理状況」、抜き打ち検査項目として「保安教育の実施状況」について検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の管理状況については、施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>